

厚生労働科学研究費補助金(食品の安全確保推進研究事業)
「新型コロナウイルス感染症拡大収束後の食品等事業者の新たな営業形態にも対応した
食品防御の推進のための研究」
分担研究報告書(令和7年度)

地方自治体食品衛生行政における食品防御対策の課題検討

研究分担者 岡部 信彦 (川崎市健康安全研究所)
協力研究者 赤星 千絵 (川崎市健康安全研究所)
相原 俊介 (川崎市健康福祉局保健医療政策部生活衛生課)
浅井 威一郎 (川崎市健康安全研究所)
三亀 美津穂 (川崎市健康安全研究所)

研究要旨

地方自治体食品衛生行政では、市民の食の安全・安心を確保するため食品関係法に基づき行政機関による指導・監督等が行われている。食品防御対策については、事案発生後(発覚後)の危害拡大防止や食中毒の原因究明等は既存の規定で対応可能と考えられるが、意図的な異物混入の防止等、食品防御で必要となる意図的な行為に対しての未然防止策の規定はない。そこで、食品衛生行政機関が担うべき役割と適度で効果的な対策方法を検討するため、以下の2種類の実態調査を行った。

- ・他自治体における食品防御対策の状況調査(アンケート調査)
- ・食品防御に関連する相談の実態調査(苦情相談対応データベースの解析)

実態調査から、有事対応の状況や未然防止対応の状況が推察できた。実態調査結果から推察された地方自治体食品衛生行政における状況を踏まえ、食品防御対策につながる対応を取り入れやすいよう教育訓練の内容について次年度検討する予定である。

A. 研究目的

食品テロ等の意図的な毒物等混入による食中毒事件は、食品衛生上の問題による食中毒事件に比べ発生頻度は非常に少ないが、食の安全・安心に与える悪影響は大きい。食品防御対策はこれまで主に国とフードチェーンにおける事業者等の自主的な取り組みにより進められてきているが、フードチェーンと地方自治体の保健所等の行政機関との連携も重要であり、連携して対策を強化することで事件発生の抑止及び発生後の拡大防止につながる。

平成27-29年度厚生労働科学研究「行政機関や食品企業における食品防御の具体的な対策

に関する研究」(研究代表者:今村知明)分担研究「食品への毒物等混入事件時における保健所や行政機関における円滑な事件処理に向けての検討」(研究分担者:高谷幸)において、行政機関における食品防御対策として、発生後の対応については各自治体で体制整備が進められている一方で、未然防止に係る対応については、事業者の自主的な取り組みを推進するため、具体的な対応方法をわかりやすく提示していくことが必要とされていた。この対策に関する現状について、令和3-5年度厚生労働科学研究「新型コロナウイルス感染症対策に取り組む食品事業者における食品防御の推進のための研

究」（研究代表者：今村知明）分担研究「新興感染症流行時における地方自治体の食品防御対策の検討」（以下、先行研究）において実態調査を行った結果、未然防止の食品防御対策に関しては所管が不明瞭な自治体が多いと考えられ、そのような中でも食品衛生監視員は、食品事業者等からの食品防御対策に関する相談に対応することがあることがわかった。そのため、食品事業者等の身近な相談窓口として食品衛生行政機関が担うべき役割が明確化され、食品衛生監視員の知識向上を図る必要があると思われた。そこで、本研究では先行研究を踏まえ、食品衛生行政機関の食品防御対策への関わり方をさらに具体的に検討し、担うべき役割を検討することを目的とした。

B. 研究方法

本研究における検討のため、研究協力者間の対面での打ち合わせを 3 回及びメール会議を随時実施し、昨年度に引き続き以下の 2 点を実施した。

1. 実態調査

（調査 1）他自治体における食品防御対策の状況調査

以下のアンケート調査を実施した。

- ・対象：関東甲信越静岡ブロックに属する各都県市・特別区の食品衛生主管課
- ・実施時期：2025 年 11 月
- ・方法：対象にメールで案内を送付し、設問内容（別添 1）に回答を記載するか、同様の設問内容について LoGo フォームに回答を入力するよう依頼した。
- ・結果還元：対象に集計結果をメールで送付した。

（調査 2）食品防御に関連する相談の実態調査

保健所の食品衛生監視員が受けた相談のうち、事業者からの対策相談や食品への意図的な混入事例相談の割合を調べるため、2020 年～2024 年に川崎市の保健情報システムに記録された苦情相談対応のデータベースを解析した。

2. 教育訓練や食品防御対策の内容検討

昨年度確認した以下の検討スタンスを念頭に、取り入れやすい教育訓練や対策について、今年度から来年度にかけて具体的に検討する。

【検討スタンス】食品衛生対策とのバランスや保健所の状況を踏まえ、食品防御の視点に偏らないように、かつ、防御的案件が懸念される場合に適切な対応が取れるように、食品衛生対策の中に食品防御の視点を適度に加えていく。

（倫理面への配慮）

本研究において、特定の研究対象者は存在せず、倫理面への配慮は不要である。

C. 研究結果

1. 実態調査

（調査 1）他自治体における食品防御対策の状況調査

食品衛生行政における食品防御対策の実態調査のため、アンケート調査を実施し集計結果（別添 2）から判明したことを以下に示す。

- ・食品防御対策について事務分掌に「含む」と回答した自治体は 56 自治体中 8 自治体（14%）であったが、その自治体の公表されている事務分掌を調べたところ明文化はされてはいなかったため、含むと解釈している状況と思われた。また、「その他」と回答した自治体のうち 10 自治体は”明文化されていないが可能な範囲で対応している”状況であった。以上のことから、56 自治体中 18 自治体（32%）の食品衛生所管課は、食品防御対策についても業務上可能な範囲で対応していると思われた。
- ・イベント開催における予防的な対応として、1 自治体から食品防御対策について普及啓発しているとの記載があった。
- ・2024 年度に事業者等からの相談対応の中で、食品防御的な視点から助言を行った経験あり（「ある」「あると思う」の回答を集計）の自治体は、56 自治体中 18 自治体（32%）

であり、事業者等から食品防御対策に関する相談は約9割が対応経験なし（「ない」「ないと思う」の回答を集計）の状況の中、助言を通して食品防御対策を推進している自治体があることがわかった。

- ・2022～2024 年の意図的な混入による汚染食品が原因と考えられる食中毒事例の経験については、2 自治体から経験「あり」と回答があった。うち1 事例は意図的な混入が確認されていた事例であり、指導内容に苦慮していた。もう1 事例は「意図的な混入の不安がある相談があり警察の管轄であると説明しているが理解を得るのが困難」と苦慮していた。
- ・2022～2024 年の混入原因が不明な化学物質による汚染食品が原因と考えられる食中毒事例の経験については、2 自治体が経験「あり」と回答があった。1 事例は混入経路が不明で再発防止策の助言に苦慮していた。もう1 事例では保健所より先に事情聴取していた警察と情報共有しており、警察が証拠品を押収して残品で検査ができなかったこと及び同様事例の際に地方衛生研究所での検査対応不可の可能性に苦慮していた。

（調査2）食品防御に関連する相談の実態調査

川崎市の保健情報システム WEL-MOTHER の苦情相談対応のデータベースは、川崎市保健所の食品衛生監視員が苦情相談を受けた際に記録するために備えられている様式であるが、記録すべき内容の明確な基準がないため、各所属の食品衛生担当係長への聞き取り調査によると、以下の2 点の制限がある。①市民・営業者・後任の職員にとって有益な記録は必ず残すようにしているが、一般的な質問及び回答は記録しないことが多い。②一部の食中毒を疑う案件では、別の様式で記録し、このデータベースに記録していない所属もある。

本データベースを解析した結果を表1 に示す。2020 年～2024 年に11,689 件の相談内容が登録されていた。この中から食品防御対策

表1. 川崎市保健所の苦情相談記録件数

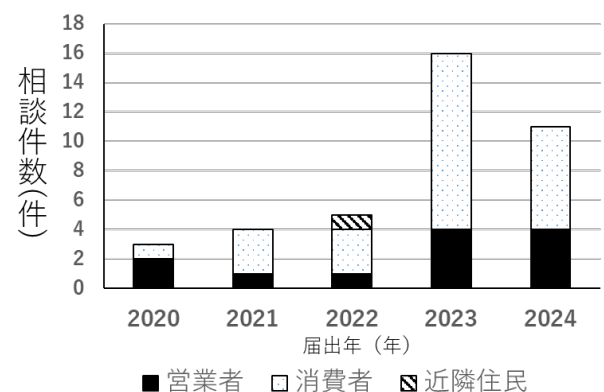
受付日(年)	2020	2021	2022	2023	2024	計
苦情相談記録件数	1994	2201	2160	2724	2610	11689
キーワード入り苦情件数*	245	198	239	293	293	1268

※キーワード：経緯が別記録で不明のものを含む。キーワード内訳は表2参照。

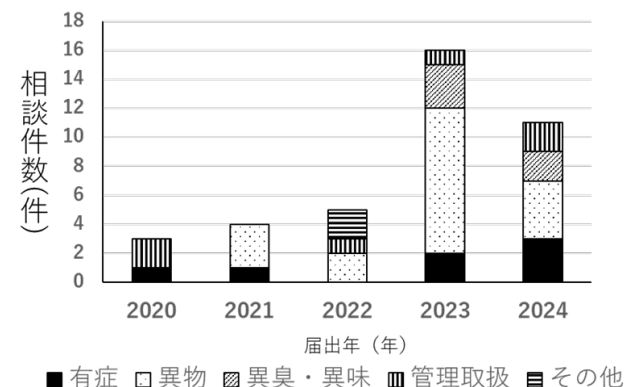
表2. 検索に使用したキーワードと該当件数

キーワード	該当件数
混入	499
意図的	0
警察	121
事件性	2
犯罪	0
悪意	2
特異	1
毒物	6
化学物質	8
劇物	0
検査	760
食品防御	1
フードディフェンス	7
いたずら	34

表3. 意図的混入が否定できない事案相談の年別推移
(A) 相談者別



(B) 苦情対象別



に関連する案件を抽出するため、14 のキーワード（「混入」「意図的」「警察」「事件性」「犯罪」「悪意」「特異」「毒物」「化学物質」「劇物」「検査」「食品防御」「フードディフェンス」「いたずら」）を含む内容の案件 1,268 件を抽出した（各キーワードの該当件数は表 2 に示す）。抽出した案件について内容から食品防御的視点のあるものを仕分けし、69 件の食品防御的視点を含む苦情相談を得た。69 件の苦情相談を大別すると、意図的混入が否定できない事案相談が 39 件、未然防止に関わる相談は 30 件であった。

a. 意図的混入が否定できない事案相談

意図的混入が否定できない事案相談は、例えば異物の混入原因が不明である事例や相談者が疑っている事例などが含まれる。相談者別、苦情対象別の年別推移を表 3 に示す。相談件数は 2023 年の 16 件が最も多く、次いで 2024 年の 11 件であった。相談者別では消費者が多く、苦情対象別では異物が多い傾向にあった。

b. 未然防止に関わる相談

未然防止に関わる相談は、相談者又は食品衛生監視員に未然防止の視点が含まれていると記載内容から判断した相談であり、年別件数を表 4 に示す。2020-2022 年の各年より 2023、2024 年の各年の件数が増加していた。

表4. 未然防止に関わる相談の件数

受付年	2020	2021	2022	2023	2024	計
相談件数	3	3	5	9	10	30

相談者の内訳は、営業者（営業予定者を含む）が 27 件、行事主催者が 2 件、店舗設計者が 1 件であり、いずれも相談の主旨は食品防御対策ではなかったが、保健所からの回答や助言に食品防御対策を含めていた（保健所からの積極的助言）ものが 26 件、相談時に相談者側において対策済み（又は対策予定）である説明があったものが 4 件であった。各案件に含まれていた対策内容（表 5 参照）は、営業者の目が行き届かない場所の食品等の管理が多かった。

表5. 相談に含まれた未然防止対策の内容と該当件数

対策内容	該当件数
不在時の食品等保管	19
営業中の食品等の管理監視	7
調理場の管理	5
客の共通利用食品等の管理監視	3

2. 教育訓練の内容検討

今年度は本研究での検討内容を活かして、川崎市健康福祉局生活衛生課が主催の研修会が開催された。

・食品防御対策研修会開催概要

日時：令和 8 年 3 月 5 日（木）15 時～17 時

場所：川崎市役所 復元棟 2 階ホール

対象者：川崎市内食品関係事業者、食品衛生監視員（川崎市）

内容：奈良県立医科大学公衆衛生学講座非常勤講師 神奈川芳行先生による食品防御対策に関する講演、事業者からの取組に関する講演、グループワーク

D. 考察

食品衛生行政機関における食品防御対策の現状を知るため、二種類（調査 1、2）の実態調査を行った。調査 1 は、関東甲信越静ブロックに属する各都県市・特別区の保健所における食品防御対策に関わる業務の状況について、アンケート調査により把握を試みた。調査 2 は、川崎市の苦情相談データベースを用いて食品防御に関する相談対応の実態の把握を試みた。食品衛生行政機関における食品防御対策として、有事対応と未然防止に分けて検討した。

(1) 有事対応

調査 1 の結果から、56 自治体の保健所において 3 年間で意図的な混入と把握した食中毒事例の経験は 1 事例のみであり、非常にまれであることが確認された。また、混入原因不明の化学物質による食中毒事例の経験を含めても 3 事例と

少なく、対策の助言等に苦慮していた。また、警察との連携において、相談者が意図的な混入を疑っている場合に警察に相談するよう伝えても理解が得られないという所管不明瞭な事例の対応に苦慮していた。調査2の解析結果においても意図的な混入が否定できない事案相談は5年間で39件が該当し、中には同様に警察に相談するよう助言していた事例もあり、どの自治体にも一定数ある事例と考えられた。調査1の回答で記載のあった意図的な混入事例は監視カメラにより確認されていたが、原因不明のままの事例も多いと考えられ、その中で重大事案などの早期探知や未然防止に向けて保健所が可能な範囲でできることを次年度に検討していきたい。

(2) 未然防止

地方自治体における食品防御対策は関係法令からは所管が不明瞭であったが、調査1の回答内容から回答自治体の32%が業務として可能な範囲で対応していることが判明した。その対応内容は、事業者等からの相談対応で助言を通して食品防御対策を推進しているものが多く、なかにはイベント開催において食品防御対策の普及啓発を行っている自治体もあった。調査2の解析結果においても、保健所からの積極的助言を通して食品防御対策を推進しており、このような推進方法は取り入れやすいのではないかと考えられた。

表4の結果から、2022年から未然防止に関わる相談の件数が増加していた。これは、先行研究において川崎市の食品衛生監視員を対象に2022年に食品防御に関するアンケート調査を実施し、また2024年1月に食品防御に関する研修会を開催したことが影響して、保健所からの積極的助言が増えたのではないかと推察された。

調査1、調査2について次年度にさらに解析することで保健所の状況を把握し、負担は少なく、かつ適度で効果的な対策を検討し、併せて教育訓練の内容についても検討する予定である。

E. 結論

行政機関における食品防御対策として、食品衛

生対策の中に食品防御の視点を適度に加え、食品衛生監視員の苦情相談対応を通じた発生予防対策を検討する必要がある。また、未然防止の食品防御対策に関しては所管が不明瞭な自治体が多いと考えられ、食品事業者等の身近な相談窓口として食品衛生行政機関が担うべき役割が明確化されるべきである。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

畠山理沙、佐々木国玄、赤星千絵、小河内麻衣、駒根綾子、清水英明、渡辺麻衣子、工藤由起子、岡部信彦：流通食品表面におけるSARS-CoV-2汚染実態調査について、食品衛生学雑誌 66(5)：106-111, 2025.

2. 学会発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得 なし

2. 実用新案登録 なし

3. その他 なし

別添 1 : アンケート設問

【自治体食品衛生担当対象】

食品防御に関するアンケート

自治体名			
所属		回答者名	

回答については、該当の箇所を□で囲み（例：☐あり）、回答欄に内容を御記入ください。
貴所属の対応について評価するものではなく実態調査で、自治体名を伏せて集計し、結果報告を行います。

- 1 食品防御対策（フードディフェンス）は、悪意を持った者による意図的な食品の汚染に対する対策のことですが、この対策に関することについて貴部署の事務分掌に含まれていますか。

含む・含まない・その他

その他の概要

- 2 昨年度（2024 年度）に、以下について食品衛生法所管部局で対応したことがありますか。
(3)については、対応がある場合は業務内容も教えてください。

- (1) 管轄食品事業者等の食品防御対策に関する相談対応

ある・あると思う・ないと思う・ない・その他

その他欄

- (2) イベントにおける飲食提供の際の主催者や出店事業者の食品防御対策に関する相談対応

ある・あると思う・ないと思う・ない・その他

その他欄

(3) 自治体主催（又は関連）の大規模イベントにおける食品防御対策につながる予防的な対応（対策強化の案内や依頼、監視の実施、対策に対する補助等で、衛生対策の中に盛り込まれている場合を含む）

ある・あると思う・ないと思う・ない・その他

（ある場合）担当課が実施した業務内容：

回答欄

3 昨年度（2024 年度）に、食品衛生法所管部局において管轄食品事業者等や市民からの相談対応の中で、食品防御的な視点から助言を行ったことはありますか。

ある・あると思う・ないと思う・ない・その他

（ある場合）助言の例：

回答欄

（例）例えば防災用備蓄食品の保管場所の相談について、部外者にいたずらされないよう施錠できる場所で保管した方がよい等の食品防御的な観点からの助言をしたことがある。

4 2、3に関して、相談を受けた際に案内するホームページや資料はありますか。

(1) ホームページ： ある ・ ない

（ある場合）URL を記載ください。

回答欄

(2) 資料等： ある ・ ない

（ある場合）差し支えなければ提供をお願いしたく、実施概要に記載の担当宛てに添付して送っていただくか、返送用の封筒を送りますので、資料の大きさと郵送先を以下に記載してください。

回答欄

5 2022~2024 年の 3 年間で、意図的な混入による汚染食品が原因と考えられる食中毒事例（有症苦情含む）について（警察との連携も含め）対応したことがありますか。

ある ・ ない

（ある場合）対応などの概要：

回答欄

6 2022~2024 年の 3 年間で、化学物質による汚染食品が原因と考えられ、かつ混入原因が不明だった食中毒事例（有症苦情含む）はありましたか。（5 で回答いただいた事例を除く）

ある ・ ない

（ある場合）概要と件数：

回答欄

（例）飲食店で有症苦情があり、店が提供する水のボトルから洗浄剤成分が検出されたが、混入原因は不明だった例が 1 件あった。警察にも情報提供を行った。

7 2、3、5、6 のいずれかで「ある」の場合、その際に困ったことはありましたか。

回答欄

8 食品防御対策に関する食品衛生監視員の対応について、国（厚生労働省又は農林水産省）に御要望があればお書きください。

回答欄

御協力ありがとうございました。

別添 2 : アンケート集計結果

【自治体食品衛生担当対象】

食品防御に関するアンケートの集計結果

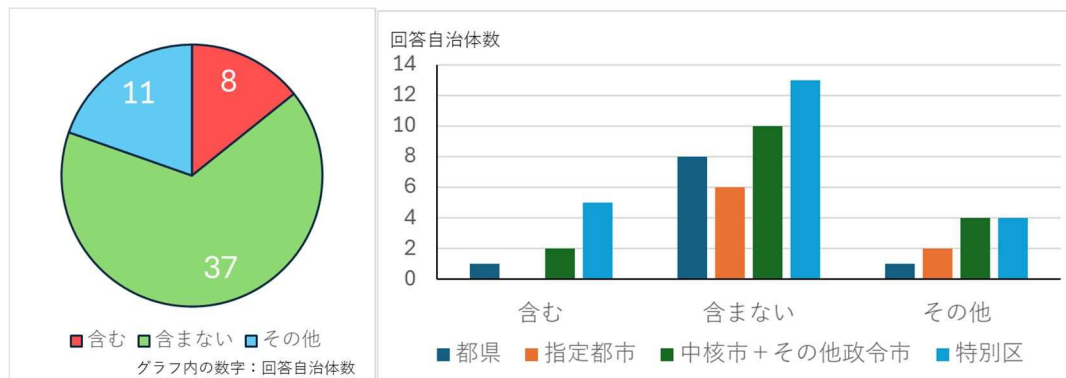
対象：関東甲信越静ブロックに属する各都県市・特別区の食品衛生所管課

実施：2025 年 11 月

回答率：95%（56/59 自治体）、

都県：10/11、指定都市：8/8、中核市・その他政令市：16/17、特別区：22/23

1 食品防御対策（フードディフェンス）は、悪意を持った者による意図的な食品の汚染に対する対策のことですが、この対策に関することについて貴部署の事務分掌に含まれていますか。



以下、その他の内容：

「食品防御対策」という直接的な文言はない。しかしながら、食品による健康被害という点で、気づいた点については助言を行っているが、積極的に行っているものではない。

明文化されていないが、食品衛生に関することの一部、健康危機管理の異物混入対策として含まれると考える。

事務分掌に明記していないが、事前相談時や申請受理時など必要に応じて事業者に対して助言等を行っている。

食品防御対策について直接の事務分掌には含まれていないが、これに関連する事故が発生した場合の衛生上の危害防止や被害拡大防止については、通常業務の一環として対応する。

発生時対応については含まれている。

内容により判断する。

食品衛生の観点から対応は行いますが、必要に応じて関係機関と連携することを想定しております。

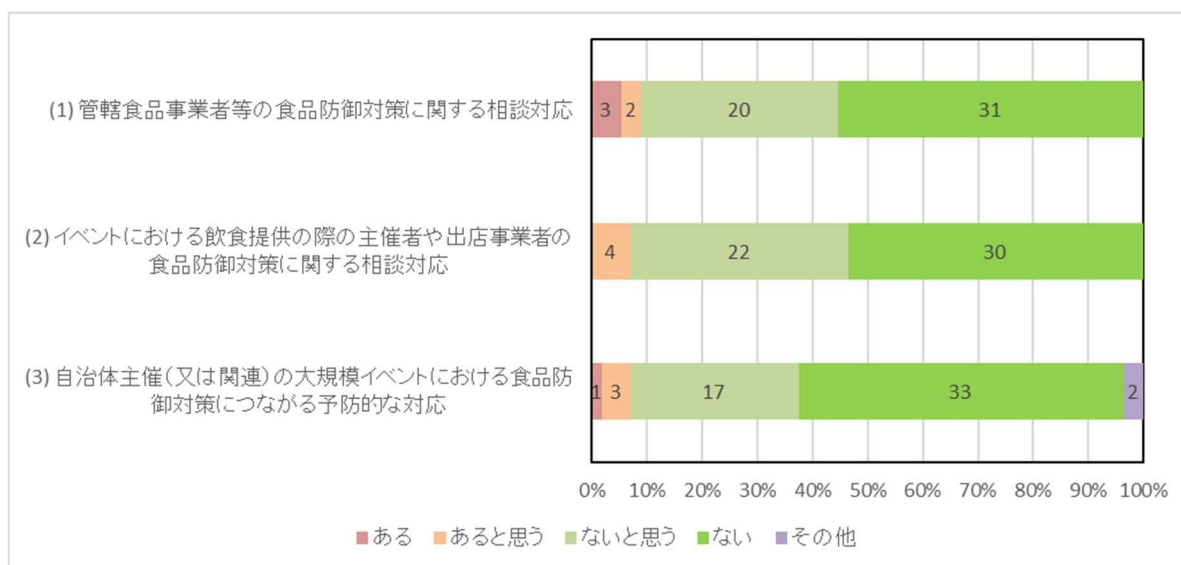
食品を介して被害が発生することから、一概に当職が関与しないとは言い切れないが、基本的に悪意を持った意図的な混入の場合は、警察が所管する案件（刑事事件案件）であると解する。

当課の所掌事務は「食品衛生に関すること」となっており、食品防御対策については具体的に明文化されていない。

事務分掌には含まれないが、相談があった場合は応じ、事例が発生した場合は悪意があるか否かがわからない時点では食品衛生法第6条各項違反（疑い）で保健所が対応することになるが、明らかに悪意があった場合は警察と対応を協議するものと思料される。

事務分掌上、フードディフェンスについて明記はされていないが、食中毒予防の防止の観点から、事業者に対して食品の適切な保管方法について、指導することがある。

2 昨年度（2024 年度）に、以下について食品衛生法所管部局で対応したことがありますか。



(1) の対応事例紹介：

- ・2025 年度に開催された世界陸上大会やデフリンピック大会などのイベントを運営する部署の担当者に対して、大会における飲食物提供時の助言の際に食品衛生のほか、食品防御対策についても普及啓発した。

(2) の「あると思う」の補足：

- ・相談窓口である各保健所の対応の詳細は不明であるが、(1)のような世界大会規模のイベント開催の際には適宜、管内に出店する食品事業者等からの問い合わせ時に普及啓発していることが想定される。
- ・地域行事に該当する場合、行事における食品提供の取扱指導要領に該当項目あり

(3) のその他：

- ・当課では実施していないが、イベント主催課が実施している対応は把握していない。
- ・自治体による大規模イベントではないですが、一般的な縁日祭礼に関する配布リーフレット（「行事における食品の提供について」）の中に、「毒物・異物混入の防止対策」として「調理の作業場所や食品の保管場所を離れる際には、必ず関係者を残すようにすること。」「容器包装に入れられた食品は、仕入れ時と販売時に容器包装に異常がないか確認すること。」という文言を入れております。

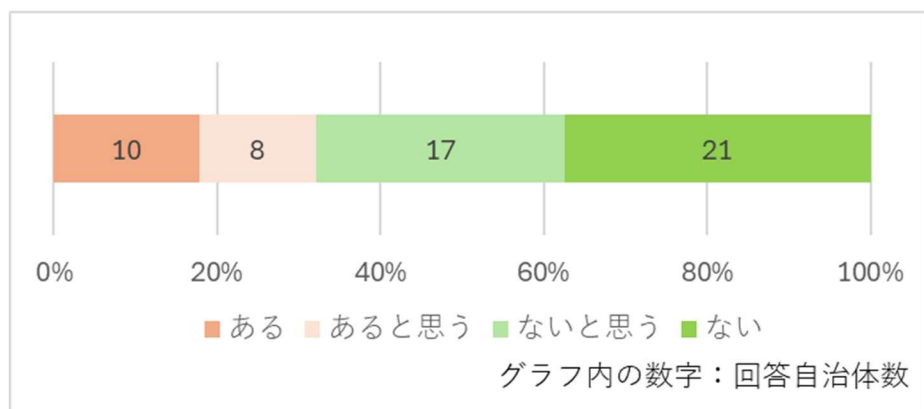
(3) の「あると思う」の補足：

- ・自治体主催の行事に該当する場合、行事における食品提供の取扱指導要領に該当項目あり
- ・相談窓口である各保健所の対応の詳細は不明であるが、大規模イベント開催の際には自治体等のイベント主催者等からの問い合わせ時に衛生対策とは別に普及啓発していることが想定される。

(3) の「ある」の業務内容：

- ・出店者向けの講習会やイベント当日の監視の実施

3 昨年度（2024 年度）に、食品衛生法所管部局において管轄食品事業者等や市民からの相談対応の中で、食品防御的な視点から助言を行ったことはありますか。



以下、助言内容：

・シェアキッチンの施設では、複数の事業者が同じ冷蔵庫を使用するため、次の事業者が施設を使用する時は、原則食材も撤去することになっている。しかし、食材を撤去しない事例があったため、冷蔵庫内の保管場所に施錠するよう助言した。 ・許可調査に行った時に、屋外に食品保管用の冷凍冷蔵庫が置かれており、部外者が開けられないよう施錠等の措置をした方がよいと助言した。
・通常監視時に屋外で設置した冷蔵庫等について、いたずら防止に鍵を掛けるように指導している。 ・セルフサービスの水、ドリンクバー、サラダバー等の設置場所をスタッフから死角にならない場所にすること。 ・テーブル調味料は補充するだけでなく、監視・管理を行うこと。 ・消毒液や洗剤等は、客から見え、容易に持ち出すことができない場所に保管すること。 ・厨房からの死角に、未開封の食品保管棚があったため、客がいたずらできないような対策（鍵付の戸付き棚にする、区画をつける等）を行うこと。
・客席部分に不特定多数が入り可能なオープンキッチンの調理場において、そ族昆虫防除の観点と合わせて区画や施錠が望ましい ・複合施設内の飲食店について、飲食店閉店後の従業員がいない時間帯にも客席部分に人の出入りが想定されることから、部外者にいたずらされないようにカウンター部分に窓のはめ込みが可能な一室構造がよい ・調理場、製造所内への監視カメラの設置
地域行事における食品提供の相談を受けた際、「行事における食品提供の取扱指導要領」にもとづいた指導内容のひとつとして「いたずら防止の観点から、食材を保管した場所には関係者が常駐すること」を助言しているケースは少なからずあると思われる。
飲食店において、厨房外にストッカーやショーケースを設置している場合、厨房内に移動するか、施錠して管理するよう助言している。客が自ら行うドリンクバーや調理機等について、従業員の目が届くよう指導している。
各事業所における対応の詳細は不明であるが、施設基準に反する事業者（例：調理場外に営業用冷蔵庫が置かれており、施錠もされていないなど）を発見した際には食品衛生法に基づく指導のほかに食品防御の視点からも注意喚起し改善させることはある。
大規模なイベントにキッチンカーが出店し、使用する食材が車内に納まりきらず、主催者が用意した出店者が共同で使える冷凍冷蔵庫に保管していた。出店場所から離れた場所に設置していたため、施錠するよう助言したことがある。
屋外でのイベントにおいて、従事者の目の届く範囲に食品を保管するよう助言した。
薬品庫には施錠し管理者以外の持ち出しを禁止するような措置をとる、施設の外に冷蔵庫等がある場合は施錠するよう助言したことがある。
厨房外（客席）にある食品庫の施錠について助言
食品の保管場所が屋外の場合、部外者にいたずらされないよう施錠する等の助言をしたことがある。
食品事業者に対し、施設外に食品保管設備を設置する場合は、施錠するように指導している。
飲食店で裏口を出た屋外の誰でも立ち入れそうな所に冷凍冷蔵庫がある場合は、部外者にいたずらされないように鍵をかけた方がよいという助言をしています。
屋外の冷蔵庫等に食品を保管している場合、部外者にいたずらされないよう施錠できる場所で保管した方がよい等の食品防御的な観点からの助言をしたことがある。

4 2、3に関して、相談を受けた際に案内するホームページや資料はありますか。

- ・自治体独自ホームページ

<https://www.hokeniryo1.metro.tokyo.lg.jp/shokuhin/bougyo.html>

- ・自治体独自ホームページ（※地域行事における食品提供に関する相談のみ。）

[https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-](https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/kenkoiryo/shoku/yokohamaWEB/gyomu/tetuduki/gyouji.html)

[fukushi/kenkoiryo/shoku/yokohamaWEB/gyomu/tetuduki/gyouji.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/kenkoiryo/shoku/yokohamaWEB/gyomu/tetuduki/gyouji.html)

- ・農林水産省パンフレット「食品製造事業者、外食事業者の皆さまへ 取り組みましょう 食品防御」
- ・国や東京都のホームページ

5 2022~2024 年の 3 年間で、意図的な混入による汚染食品が原因と考えられる食中毒事例（有症苦情含む）について（警察との連携も含め）対応したことがありますか。

あり：2例、以下概要。

- (1) 飲食店において、客席に置かれたピッチャーの水を飲んだところ、体調不良（悪心等）となる有症苦情があった。監視カメラの確認により、先客が飲み残したアルコール飲料をピッチャーに入れていたことがわかった。店には、従業員が客席の飲食物に目が届くようにし、見回るよう指導した。

困った点：対象が水で、厨房外でサービスで提供しているものであり、管理強化の方法などの指導内容に苦慮した。

- (2) 実際に意図的な混入があったかどうかは不明ですが、本人申立てで飲食店で異物や薬剤を意図的に混入されているのではないかと、との相談はあります。食品の衛生的な取扱いについてのみ当該施設に立ち入り状況を確認することもあります。原則的には異物の意図的な混入については、警察の管轄である旨説明しています。

困った点：薬物等であれば事件であるため警察の管轄である旨説明するが、他に相談した際に保健所に伝える様に言われたとして、なかなか理解が得られない。

6 2022~2024 年の 3 年間で、化学物質による汚染食品が原因と考えられ、かつ混入原因が不明だった食中毒事例（有症苦情含む）はありましたか。（5で回答いただいた事例を除く）

あり：2例、以下概要。

- (1) 学童クラブで提供する麦茶に洗剤が混入した事例があったが、混入経路が不明であった例が1件あった。

困った点：当時の状況を聞くが、原因を特定できず再発防止策に関する助言に苦慮した。

- (2) 社会福祉施設で発生した「塩素系消毒剤が混入（疑い）したほうじ茶」による有症苦情において、保健所より先に事情聴取等していた警察と情報共有した事例が1件あった。

困った点：

- ・社会福祉施設が残品を廃棄しており、先に通報を受けた警察がその他証拠品を押収していたため、地方衛生研究所で検査することができなかったこと
- ・地方衛生研究所では、検査できる項目に限りがあり、化学物質を特定するための検査手法は整えていないこと（混入された化学物質をある程度推定できない状況では、地方衛生研究所で対応することができない可能性があること）

8 食品防御対策に関する食品衛生監視員の対応について、国（厚生労働省又は農林水産省）に御要望があればお書きください。

・悪意を持って意図的になされる行為に対する食品防御対策について、その予防は事業者責任において自主管理されるものであり、発生後の対応は警察案件と考える。食品衛生監視員には知識も経験もなく、現時点で対応することは困難と考える。 ・事業者から相談があった場合に、食品防御対策が案内ができるような、ウェブサイトを作成し、教育素材や、リーフレット、事業者向けの動画、チェックリスト等があれば、御供与願いたい。
・食品防御対策について、食品衛生行政における明確な役割を国に示して欲しい。 ・2022年以前に、事業者より何者かにより商品を偽物にすり替えられた事例があるという事例を聞いたことがある。その事業者は警察に対応を依頼し対処したと聞いているが、食品による事故が発生した場合などの警察との連携等、マニュアル等の整備や、連携フロー、研修などがあるとよい。 ・発生した際は、警察案件である。食品防御対策については気づいた点については助言程度で行っているが、正式に保健所の業務として扱われるのはいかがなものかと思う。事業者へのパンフレット配布程度であれば可能と考える。
実際の事例をもとに対応指針などを示してもらえるとありがたいです。 監視員の対応ではなく、事業者に対する依頼になるが、飲食店等食品取扱事業者のフードディフェンスに対する考えが非常に乏しいと感じている。各店舗が個別に閉鎖空間にできない厨房となっているフードコート型店舗において、フードディフェンスの観点から冷蔵庫等に鍵の設置等を提案しても、必要性が全く響かない（対策を講じない）。また、路面店でも営業前に路上に食材が放置されている（店員不在時に納品されたものと思われる）店舗も少なくない。食品衛生責任者養成講習会における必須履修科目にするなど、飲食店等食品等取扱事業者に対し、フードディフェンスの啓発、意識向上を図ってほしい。
基本的に警察の所管と思われるが、今後食品防御対策を国として積極的に進めるのであれば、まずは所管を明確にしたうえで、自治体向けの対応指針等を整備する必要があると思われる。また、故意による食品危害事案発生時の対応については、自治体向けの対応マニュアル等があれば事例発生時には有効であると思われる。 故意に混入された可能性がある場合は警察事案となることから、再発防止に向けた原因の究明に当たっては警察との連携が必要となるため、国として警察との調整を図ってもらいたい。
上記4(2)にて農林水産省より提供いただいて使用しているパンフレットの内容が以前は農林水産省のHPに掲載されていたが、現在、パンフレットとしては閲覧することができなくなっており、各事業所において紙のパンフレットがなくなった場合にご案内ができない。農林水産省に問い合わせたところ担当部署が変更されたとのことであるが、部署名・問い合わせ先を変更のうえ再度HP掲載を希望する。
食品衛生法第28条③で食品衛生監視員の職務において「第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。」と明記されているため、食品防御（food defense）の定義が「悪意からの毒物等による食品汚染を防ぐこと」であるなら、原則的に我々自治体の食品衛生監視員では食品防御対策は対応できません（改めでの確認です。法改正は望みません）。 ただし、これまでの経緯（清涼飲料水等への薬物混入・冷凍食品への農薬の混入事件、伊勢志摩サミット・東京オリンピック 等）を考えると、食品防御が重要であることは重々承知しております。当自治体での講習会や監視等の際には、食品衛生の考え方と合わせて状況に応じて食品防御に関する説明・対応のお願いをしたことはあります。
ガイドラインの作成
不特定多数を殺傷等しようとして、食品等に有害物質を混入し発生する健康被害について、事後の事件捜査は傷害事件として警察の対応となることはゆるぎないが、事業者自身が食品防御対策をしっかり構築すること及び警察との連携を視野に入れた国による法令及び実施体制の整備等の対策を望む。 本件に関する対応について、統一的な見解を示していただけるとありがたいです。
各企業においては場内へのカメラ設置等抑止力を整えつつあるが、その総てを防止するには困難な状況である。実際に発生した場合は威力業務妨害、傷害等の刑法犯が成立すると史料され、この場合は食品防御対策について食品衛生監視員だけでは対応困難となる。警察庁等とも連携が取れるような仕組みを予め構築願いたい。
過去にあった意図的に食品が汚染された事例やその対応策などがあれば知りたい。また、どういった点から意図的に食品が汚染されたと判断したのかが知りたい。
「食べ残しの持ち帰りガイドライン」と同様、必要に応じて食品衛生部局が取り組むべき方向性を示していただきたい。